

高砂市条例第19号

高砂市空家等の適正な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適正な管理について所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体又は財産の保護を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進と良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市内に居住する者及び市の区域内に滞在する者（通勤、通学等をする者を含む。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が法第2条第2項において特定空家等の要件として定められている状態及び法第13条第1項において管理不全空家等の要件として定められている状態にならないよう、常に自らの責任において適正に維持管理をしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、空家等の適正な管理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(情報提供)

第5条 市民等は、空家等が特定空家等又は管理不全空家等に該当する状態にあると思料するときは、その情報を市に提供するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定により提供を受けた情報を調査し、及び適正に管理するものとする。

(公表)

第6条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、規則で定める方法により、次に掲げる事項を公表することがで

きる。

- (1) 当該命令に従わない者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 当該命令に係る特定空家等の所在地
 - (3) 当該命令の内容
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該公表に係る者に通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- （応急措置）

第7条 市長は、適正な管理が行われていない空家等の建築資材等が飛散し、又は剥離することにより、人の生命、身体又は財産に被害を与えるおそれが高いと認められる状態にあることが明らかであるときは、当該被害を防ぐために必要な最小限度の応急措置を講ずることができる。

- 2 市長は、法第13条第1項の規定により必要な措置をとるよう指導する場合において、過失がなく指導が行われるべき者を確知することができないときは、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するため必要な最小限度の応急措置を講ずることができる。

- 3 市長は、前2項の応急措置を講じたときは、当該応急措置に要した費用を空家等の所有者等から徴収することができる。

（審議会の設置）

第8条 市に、高砂市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 特定空家等の認定に関する事項
 - (2) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
 - (3) 法第13条第2項の規定による勧告に関する事項
 - (4) 法第22条第2項の規定による勧告に関する事項
 - (5) 第6条第1項の規定による公表に関する事項
 - (6) その他空家等の適正な管理に関し市長が必要と認める事項
- 3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係機関への協力要請)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、所轄の警察署その他の関係機関との連携を図るとともに、当該関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表都市計画審議会の項の次に次のように加える。

空 家 等 対 策 審 議 会	委 員	日 額	9, 0 0 0 円
-----------------	-----	-----	------------

附 則（令和5年12月25日高砂市条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月24日高砂市条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。